

平成27年第1回臨時会

# 東吾妻町議会会議録

平成27年 1月22日 開会

平成27年 1月22日 閉会

東吾妻町議会

## 平成27年東吾妻町議会第1回臨時会会議録目次

### 第1号（1月22日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	3 2
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	3 5
○日程の追加	3 7
○議員派遣の件	3 7
○閉会について	3 8
○閉会の宣告	3 9
○署名議員	4 0

## 平成27年東吾妻町議会第1回臨時会

### 議事日程(第1号)

平成27年1月22日(木)午後1時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 承認第1号 専決処分の承認について
  - 第 4 議案第2号 東吾妻町共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
  - 第 5 議案第1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算(第7号)
- 追加日程第 1 議員派遣の件

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(14名)

1番	橋爪英夫君	2番	重野能之君
3番	佐藤聡一君	4番	根津光儀君
5番	樹下啓示君	6番	山田信行君
7番	水出英治君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	菅谷光重君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 中澤恒喜君 副町長 渡辺三司君  
教育長 小林靖能君 総務課長 角田輝明君

企 画 課 長	佐 藤 喜 知 雄 君	保 健 福 祉 課 長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税 務 会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	荒 木 博 之 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上 下 水 道 課 長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	丸 山 和 政 君		

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	田 中 康 夫	議 会 事 務 局 佐 補	水 出 悟
-------------	---------	------------------	-------

---

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 皆さんこんにちは。本日は悪天候の中、大変ご苦労様です。

ここに、平成27年第1回臨時会が招集されましたところ、公私ともに大変お忙しい中、ご参集を賜り、開会できますことに対し、厚くお礼申し上げます。

本日の臨時会は、専決処分の承認についてほか2件が付されております。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

---

◎町長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 皆さん、こんにちは。

平成27年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

2015年に入りまして最初の臨時会となりますが、議員各位には公私ともにご多忙にもかかわらず、ご出席を賜り、御礼を申し上げます。

去る11日の町主催による成人式には、議員を初め大勢のご来賓を迎え、新成人175名を祝福していただきました。若者らしく高き理想を求め、夢と希望に向かって大きく飛躍されること、そして東吾妻町の発展にみずみずしい感性、柔軟な発想、エネルギッシュな行動をお願いしたいところでございます。

さて、本日の臨時会では、専決処分の承認、東吾妻町共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、東吾妻町一般会計補正予算についての3件を提案させていただくものでございます。

提案理由につきましては、別に説明させていただきますが、慎重ご審議をお願いいたしま

して、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） ただいまより平成27年第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（橋爪英夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、2番、重野能之議員、3番、佐藤聡一議員、4番、根津光儀議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。  
提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 訴訟の提起の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

前橋地方裁判所平成26年（行ウ）第3号奨励金交付取消等請求事件の第1審判決に承服しがたく、上級審の判決を仰ぐために控訴するものであります。

民事訴訟法第285条の規定による控訴期間内に本件控訴を提起する必要があるため、専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

それでは、これまでの経過を含め、説明させていただきます。

この裁判につきましては、平成25年10月22日に東吾妻町職員措置請求書が提出され、町監査委員により請求人の陳述及び関係職員等の意見聴取が行われました。平成25年12月20日に監査結果を請求人に送付されております。

この監査の対象事項としては、1点目として、対象者の事業所を東吾妻町企業誘致奨励金交付条例の対象にしたことの適法性、妥当性について。2点目として、東吾妻町企業誘致奨励金交付条例が、優遇措置の適用要件を規則に委ねていることの適法性について。3点目として、事業開始の解釈について。4点目として、事業用施設の中で完成しているにもかかわらず課税しなかったことは、地方税法第342条第1項に抵触するか否か。5点目として、一連の適正を欠く行為が地方自治法第2条第14項、第16項及び第232条第1項、さらに地方財政法第4条第1項の規定に抵触するか否かについて監査が行われました。

この監査請求に対する監査委員の判断は、「本件請求は理由がないものと判断し、これを

棄却する」でございました。その後、この監査請求の結果に不服があるとして、平成26年1月20日付で前橋地方裁判所に東吾妻町及び東吾妻町長中澤恒喜を被告とする訴状が提出され、平成26年4月11日から10月24日まで5回の口頭弁論が行われ、12月26日に判決の言い渡しがありました。

この裁判に対して裁判官は、争点1として、本件指定は地方税法第3条1項に反するか。争点2として、附則3の規定は本件条例の委任の範囲を超えるか。争点3として、本件決定が本件条例9条2項に反するか。争点4として、事情判決の可否について裁判所の判断があり、争点1では、原告の主張は採用できない。争点2では、規則7条3項及び附則3は本件条例の委任の範囲を超えるとまでは言えず、原告の主張は採用できない。争点3では、本件条例に反する違法な処分である。争点4では、被告らの主張は採用することができないという内容でした。

以上のことにより、判決の主文は被告東吾妻町長が平成25年3月15日付でした補助参加人に対する奨励金交付決定を取り消す。被告東吾妻町長は、被告参加人に対し、6,120万4,500円及びこれに対する平成25年4月5日から支払い済みまで、年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。訴訟費用は被告らの負担とするというものでした。

しかし、争点3の事業開始の解釈については、監査請求の監査報告書にもございましたが、事業を開始する日とは、発電施設で発電を行い、売電を開始したときで、試運転中や発電装置を使って発電を開始できる状態であっても、発電し売電を行わない限り、事業開始とは言えないと回答しております。

なお、附則第3項の経過措置は、平成23年度中は土地、建物及び償却資産に係る固定資産額が2,000万円以上で、新規雇用者数が3人以上である事業所を新設する事業者であれば、事業開始日の30日前までの申請を町は受け付けると定める規定でございます。事業所の工事にいつ着手したかには関係なく、事業所の工事着手が平成22年度以前であっても、事業開始日が平成23年度の事業所であれば、事業開始日の30日前までに申請することができるという趣旨で規定したものでございます。

また、事業者からの優遇措置の指定申請書は7月22日に提出され、事業開始報告は9月1日でございます。建物登記につきましても、平成23年9月2日に登記になっており、審査した結果、指定要件を満たしておりますので、優遇措置の指定事業者にしてございます。

なお、固定資産税の課税については、平成24年1月1日となっております。

このようなことから、今回の判決には承服しがたく、1月7日に東京高等裁判所に控訴の



手続をとらせていただきました。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） ちょっと基本的なところでお聞きしたいんですけども、今の説明の中で12月26日に判決が出たということで、でも送達されたのが12月29日という専決処分書の理由書の中に書かれてありますけれども、何日間上告するまでの期間はあるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 2週間となっております。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 29日に送達されてから2週間ということではよろしいのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 日数のものについては、原告、被告がございまして、原告に送達するもの、被告に送達するものによって日が変わってくるというふうな判例もございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） いや、私が聞きたいのは、専決処分を町長が行ったと、それも7日に。仕事初めは5日からやっていたはずですよ。なぜ専決処分をしたのかということを知りたいので、どうしても緊急性があるからということを利用して専決処分をしたんでしょうけれども、それに本当に当たるんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 2週間という日数がございます。12月26日から2週間ということになりますと、1月9日。送達の日ということで29日からということになりますと、1月12日その日に当たるんだというふうに私は考えております。

その中で、皆さんもご存じだと思いますが、12月27日から1月4日までは年末年始の休暇が入っております。これを受けまして、1月5日にこの案件が議決を要するかどうかということも若干不明なところがございましたので、区市町村課等と協議をしておりました。

1月7日に市町村課より、議決が必要かどうかの回答は県としてはしばらくというような回答がございました。それをもちまして、町としては日がないということで専決処分をさせていただいたという経過でございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 県の市町村課に聞いたから、それで答えは出なかったけれども7日に専決処分を行いました。今の日程のことを聞けば、26日であれば1月9日、12月29日であれば1月12日が期限であるという説明だった。十分日程的に議会を招集する時間はあったのではないですか。なぜ専決処分をする必要があったんですか。

議員必携の中にもしっかりと厳に慎むべき行為であると、本当に時間がない限り、専決処分はそんなに簡単にやってはいけないというようなことが書いてあるんですけども、そういう認識はあったんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほども申し上げましたけれども、1月5日に県のほうに照会をしておるということでございます。これが地方自治法の規定の中にございます議決に当たるかどうかという問題がございました。平成23年7月に最高裁で行政処分を行うに当たりましての見解が出ております。議決に値するかどうか、議決が必要かどうかというところについて県とずっと協議をしてございました。

それで、先ほど言いましたように、7日に県としての判断はしかねますという回答がございましたので、町とすると当然議決をしたほうがいいのではないかという判断をもってしてきたわけですが、それで9日ということになると、議会を招集するのに常識的には中3日という規定がございますので、それを含めて7日に専決をさせていただいたという経過でございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 今3日というようなこともおっしゃいましたけれども、もう既に前日に告示して議会を開くこともできるというような規定もありますよね。それはちゃんと認識していたんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 確かにそういうこともございますが、その認識はございますけれども、基本的には3日というような規定がございますので、それを考慮してということで、専決処分を行っております。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 本当にこれは町にとってすごい重要な案件ですよ。1審で全面敗訴したような内容です。それを受けて議会に諮る、その前に県の市町村課に議会に諮るべきこ

となのかどうかということを知りたいが、県も答えが出せない。それならば、本来ならば安全なところを狙って、しっかり議会を開いて議員に判断を仰ぐ、それが一番の重要な道のとり方だったのではないかなと思うんですけども、県の答えも曖昧なまま専決に走ってしまったと。何かすごく禍根を残すのではないかなと心配なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほども申し上げましたが、県の見解としても、これが議決に当たる行政処分であるかどうかというところが大変問題になっておりました。それを含めて9日か12日というような期限がございますので、議決に相当する専決処分というのを行わせていただいたということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） そうですね。議決に当たるのではないかなという安全措置をとったわけですね。だったら、9日か12日か、それは控訴までの期間としてどちらの日が正確な日なのかわかりませんが、でも、十分仕事初めの5日から考えれば日にちはあったわけですね。議決をするから専決処分をしたんだという、議決案件だと思ったから専決処分をするんだという答えであったんですから、どうして臨時会を開かなかったんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほども申しましたけれども、7日に判断をしておりますので、9日は2日後でございますし、12日は祭日ということになっていきますので、そうしますと間2日ぐらいということになりますので、専決処分をさせていただいたということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 九州のほうの阿久根市議会で、以前市長が専決処分でも何でも決めていったという悪しき例があって、それから専決処分に対しては厳しい目で総務省も見ていますし、住民もチェックを入れていると思います。そういう中で、日にちがあるのに、前日でも招集がかけられるというような、もうそういう規定になっているのに、それをせずに専決を行ったということに対しては、議会を軽く見ているんだなとつくづく感じてしまいます。

とりあえずこれで、この専決処分に対する私のちょっと情けないなと感じてしまったことを述べさせていただきましたけれども、また何か思いつきましたら、また次に質問をさせていただきます。

ここではこれで一旦終わります。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町が控訴を提起するという非常に重要な案件ですので、かなり細かく聞きますので、適切にお答えをいただきたいと思います。

最初に、まず判決文の1ページ目、これをいただいているんですけども、それと控訴状、弁護士との契約書、これを示していただけますか。

（「示すというのは書類のコピーを配付してほしいということでございますか」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そういうふうにしていただくのが一番いいかなと思います。

○議長（橋爪英夫君） それでは、暫時休憩をいたします。

（午後 1時54分）

---

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 2時02分）

---

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 弁護士の契約書と判決文の1ページ目も言ったと思いますが、ないですけども。

○議長（橋爪英夫君） 暫時休憩します。

（午後 2時03分）

---

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 2時12分）

---

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 資料を提出いただいて、ありがとうございました。できれば最初から1枚だけ抜いて出さないようにしていただければよかったですと思いますが、それはこれから注意をお願いします。

それでは、少し細かく聞きますので、お願いします。

判決結果なんですけれども、原告が判決で求めたことが全て認められて、被告である町長、町、それと途中から参加した補助参加人、こちらが敗訴したという解釈でいいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほども申し上げましたが、争点の中で4つありまして、そのうち上2つ、最初の争点1、争点2につきましては被告の言い分が通っている、被告のほうを採用しているということでございます。争点3、争点4については、原告の言い分が通っているということです。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 原告が求めたことが全て認められたということは、町が負けたということではないんですか。それ以外にないと思いますけれども。その確認です。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 主文では原告が求めたことになっておりますけれども、細かい内容は後ろに書いてございますが、その中で先ほども説明しましたように、争点ごとに分けて、裁判所の判断が下されているということだと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 主文が判決なんですよ。それが全てなんです。今の理由は全く違うと思いますけれども。

少なくとも町が、要するに向こうが言っているものが認められて、こちらが負けたということ間違いありませんね。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほども言いましたが、判決文をお読みいただければと思いますけれども、争点ごとにどちらの言い分というか主張を採用するかということになっていると

思います。

それで、争点1、争点2については、被告である町の主張が通っております、ということだと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 全く解釈が違うんだと思います。

いろいろな主張があったけれども、それは認められないものもあるけれども、最終的にこれが認められて、原告の言っていることが正しいんですよと判断されたのがこの結果で出ているんです。それしかないと思いますけれども。それ以外に考えられないのではないですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほども言いましたけれども、争点3について原告の主張が通っているということでございますので、その内容によって、主文のほうが出てきているのかなというふうに考えています。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） いいです。そんなことはどちらでもいいことなので構いませんけれども、少なくとも町が敗訴したと、町側というんですかね、これに間違いはないんだと思いますけれども。

町長は控訴しましたけれども、この控訴状のところには理由を追って書くというようなことが書いてあるんですが、どんな理由で控訴しようと今考えているんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 理由と申し上げてあれですけれども、争点3について私どもの言い分が通らなかったということで、控訴でございます。

これにつきましては、町の考えというものを議会の皆様にもご承認いただいて、町のことをあらわしたのでございますが、それについてちょっと間違った判断が裁判所でなされたということでございまして、それが争点3でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 間違った判断があるということなんですけれども、では、どこがどう間違っているか説明してください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 総務課長のほうから説明したとおりでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 総務課長の説明ではわからなかったので、町長のほうからお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、事業所の事業開始日が平成23年度となる事業所であれば事業開始30日前までに申請することができるという趣旨で規定したものでございまして、これについて間違った判断がなされたということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 判決の中では、規定した文書に沿ってやるとそれは該当になりませんよと書いてあったと思いますけれども、町長の言っていることのほうが違うのではないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ですからこれが争点でございまして、間違った判断に対しまして控訴をして、上級審でちゃんと正しい判断をいただくということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

ちょっと細かいことを聞きますので、お願いします。判断をするのに大事なことなので。

町長は裁判の中で、奨励金の交付を受けた企業が発電所の施設が完成して引き渡しを受けたのが平成23年8月31日であると陳述書に記述していましたが、それは知っていますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、承知しております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。承知しているんですね。

同じ陳述書の中で、企業の進出に当たり、過疎法の指定地域なので税制の優遇措置があり、3年間の固定資産税が免除されると説明を受けて、それを前提に事業計画を策定し、事業展開をしてきたと。ところが、途中で対象にならないと指摘されたため、それでは企業にとって大きな打撃になることから、町に善処をお願いした結果、町がそれにかわる措置を講じてくれて、町の指示に従い申請して奨励金の交付を受けたと解釈できるような内容の記述があったことも知っていますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、旧東村時代からの一つの課題で変遷してきたものでございまして、それにつきましては、群馬県の市町村課なりの指導を受けながら行ってきたということでございます。その段階で解釈なり指導方法がちょっと違っていたとか、そのようなことがあったのかなというふうに思っております。

そういうふうな中で、企業がこの町に立地して、そして非常にこの町の活性化のために企業が稼働していただければ、これ以上のことはないわけございまして、そういうものを込めて、県なり市町村なりが常に施策をつくって活動しているところでございます。

そのようなことで、細部の点につきましてはご説明いたしませんけれども、そういうふうな町の思いというものの中で、こういうものが誘致されてきたというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長は同じように陳述書に先ほど言ったことが陳述されておることを知っていましたかと聞いたんです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、文書の中に入っておるなというのは確認いたしました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） その企業は、国から町を経由して、バイオマス利活用交付金2億6,833万3,000円、これを平成21年3月15日に施設が完成したとして交付を受けています。そのほか、年度はちょっと確認できませんが、通称NEDOですよ、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構というんですか、そこからも多額の助成を受けているというふうに聞いていますけれども、こういうものが事実だとすれば、控訴したことにより、施設が完成していないのに申請して受領したということになる可能性もありますので、特定の企業に奨励金を支出するために規制をつくったこと、こういったものも立証されれば、町はもとより企業にとっても奨励金の返還どころではない、取り返しのつかない大きな問題になる可能性を秘めていると思いますけれども、町長はそれを承知の上で控訴したということではないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、この場において答えるものはございません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。



○13番（一場明夫君） 承知して控訴したということでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 判決文等の資料をよく理解をいたしまして、控訴ということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 答えられないみたいですが、それはそれでいいです。

判決の中で、今、町長が言いましたが、その企業のために恣意的に規則を制定して奨励金を交付したという疑念が排除できないという記述がありますけれども、町長が控訴したことにより、これらの疑惑が事実として立証されれば、企業はもとよりそれにかかわった職員も巻き込んだ大きな問題になる可能性が高いと思うんですけれども、そうなるからでは取り返しがつかなくなるような気がします、町長はそれはどういうふうに考えていますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうことはないですね。

やはり町に立地をしていただく企業について広く呼びかけて、そしてこの町で企業活動をやっていただくということが町の願いでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そういうことにはならないと思うんですけど、判決文に書いてあるんですけど、そんな答弁でいいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ですから、控訴でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 森林整備に関する協定というんですか、それが21年6月3日に締結されて、これに基づく地域林地残材を供給するという協定が結ばれているんだと思いますが、これは実現していますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、この町内にバイオチップ工場が稼働いたしましたし、間伐材利用ということで今進めておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 協定の内容に基づくものが実行されていますかと聞いているんです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それに向けて稼働しておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 結構です。産業課長に聞いたら、やっていないと言っているんですよ。だから、町長はそういうことで、何というか、だますような言い方をしないでいただきたいんですが。

次にいきます。

予算や決算審査等でこの問題に関して再三指摘されていたのに、町長や会計管理者は正当と主張してこれを支出したということになっているんだと思います。その結果、一住民が住民監査請求をして、さらに住民訴訟を提起して、裁判の結果、先ほどのように町長は違うんだと言うかもしれませんが、町が事実上敗訴したということになるんだと思いますけれども、これを受けて、基本的な考え方というんですかね、町長の率直な考え方、議会と町民に対してコメントをお願いしたいんですけれども。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、先ほども申しあげましたように、町として議会のご承認をいただいて執行しておるものでございまして、町の意味でございます。それについてこうやって誤った判断がなされて、非常に心外な思いでございます。こういうものを払拭するためには、上級審を仰ぐ以外にないというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。要するに不本意だということで、裁判所の判断が間違っているとおっしゃったんだと思います。

それで、行政内部では控訴をするという判断ですか、これはどんな場で、いつやるということに決定したんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、執行部内で協議した結果でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 執行部内というのは誰と誰で、いつというのをちょっと教えていただけますか。

（「それは必要ないのではないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その質問については、お答えする必要がないと思っております。

- 議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。
- 13番（一場明夫君） 執行部内というのは私もよくわかりませんが、じゃ、いつ判断したんですか。
- 議長（橋爪英夫君） 町長。
- 町長（中澤恒喜君） 1月7日でございます。
- 議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。
- 13番（一場明夫君） 議長のところに来たのが、前の日に専決処分をやりたいと来たと思いますけれども、判断というのはそれより前ではないですか。間違いではないですか。
- 議長（橋爪英夫君） 町長。
- 町長（中澤恒喜君） いや、間違いございません。
- 議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。
- 13番（一場明夫君） 淡々と聞きますね。補助参加人は控訴に加わっていないようですが、補助参加人としては控訴はしなかったということでしょうか。
- （「その点は総務課長のほうからお答えいたします」と呼ぶ者あり）
- 議長（橋爪英夫君） 総務課長。
- 総務課長（角田輝明君） 補助参加人のみで控訴ということはできないというふうに聞いております。
- 議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。
- 13番（一場明夫君） じゃ、これに加わっていないということは、補助参加人は参加していないという解釈でいいんですね。
- 議長（橋爪英夫君） 総務課長。
- 総務課長（角田輝明君） 現段階で聞いているところでは、この後の控訴についても補助参加人として参加してくるということだと思います。
- 議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。
- 13番（一場明夫君） 今の説明が正しいかどうかちょっとよくわからないんですが、それは課長の説明がそうだとすることなので、それが正しいだと思います。

司法の判断が正式に出された。それで町長と町が敗訴したと、負けたと。企業も裁判に補助参加していたので、全員が要するに同じ立場でその判断は受け入れなくてはならない立場なんだと思いますけれども、1年近くに及ぶ裁判の中で、双方の主張が全て出されて、審理が尽くされた結論で出された判決というふうに思われますので、それに従わないで控訴する

必要があるのか、どうも私にはよくわからないので、それを町長のほうから説明していただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほど私が説明したとおりでございます、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長の単に不服だという意味だけでは私にはちょっとよく理解できないんですけれども、特に勝訴できるような有利な根拠というんですか、それがなければ控訴すべきではなかったのかなと実は思うわけです。客観的に見て、控訴して新たに町が勝訴できるだけの確証が持てないと私は思うんですけれども、その確証はどこにあるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、お答えする場はないと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 答えられないということですね。

まだ時間は大丈夫ですか。

住民の個人がその正義感から、やむにやまれぬ気持ちで町長とか町を相手に裁判を起こしたと、これが住民訴訟なんだと思いますけれども、裁判費用等も含めて、その人は極めて重い負担をしているんだと思いますけれども、このやった意義というのは大きなものがあつたのかなと私は思っているんですが、町長はこの行為に対してどういうふうに感じていますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、先ほど説明いたしました控訴に至った理由の中に含まれております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） その訴訟した人に対してどういうふうを考えているかということなので、さっきそういう内容は聞いていないですけれども。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その人の判断でなされたことございまして、それをどうこうということはございません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 特にコメントはないんだと思います。

私、さっきから町長の話の話を聞いていると、何か余り確実な根拠を示してくれないということ、余りそれが期待できないのかなと思うんですが、町としてはこれ以上有利な資料がないということであれば、原告の行為を受け入れて、これ以上重い負担をかけさせないという考え方もあるんだと思います。また、町としても控訴することによって、これ以上、何というんですかね、労力と経費を使うべきではないという考え方もあるんだと思います。この教訓を生かして本来の行政執行に集中すべきで、控訴を判断するべきではなかったのではないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、議員のご意見といたしますか、そのようなものがあると思います。しかし、先ほど説明したように、この場合は控訴して、上級審でご判断を仰ぐということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長はあくまでも納得いかないからということで、上級審に判断を仰ぐという説明しかしないんですけれども。

行政処分というのは、町民利益を最優先にする、これが大原則なんだと思います。今回のケースは、企業への優遇措置がそれに当たらないということで、裁判で明確に示されたわけですよ。そうすると、このまま控訴しなければ、貴重な税金から払った奨励金6,120万4,500円とその利息が町に返ってくることに繋がるわけですよ。これが町民にとって最大の利益になるような気がするんですが、町にとってはそれ以上の利益というのがあるんですか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、この会社のみではございません。今後、上信自動車道の開通などにより企業立地がさらに促進をされるという中で、このような措置で会社側に思いもよらないことがあるというふうなことがありますと、非常に将来の町の発展にとって非常にゆゆしき問題であるというふうなことでございます。そういうことで、正しき判断を得ることが一つの大きなこの町の発展に繋がるというふうな考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） このケースが問われているんですから、それ以外のケースを説明してもらっても、これからその対象になるものがあれば、どんどんそれは対象にすればいいので、条例上問題がなければ私だって文句も言いませんし、こんな裁判は起きないんですよ。

でも、それがおかしいということで指摘されたわけでしょう。だとしたら、それが戻ってくるのが町にとっては一番の利益になると思いますけれども、それ以上の利益が何があるんですかと町長に聞いているんです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどお話ししたように、この町にとって今後非常に発展のために有利なものとなるというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 6,120万円何がしを返してもらう以上の町民利益とは何ですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申しあげました将来の可能性というものは大きいわけございまして、そういうものに向かって、この町としてしっかりとした判断を仰ぐということが必要だと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） さっきから全く質問に答えていただけないので、でも最初からそのつもりで答弁しているんだと思いますので、それはそれで結構です。多分それがないと言っているんだと思います。それしか私は解釈できません。

もう一度、先ほど金澤議員も質問しましたけれども、判決を正式に受理した日は、この控訴状を見る限り12月29日だと思うんですが、それで間違いないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 総務課長からもう一度確認させます。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） この控訴状にありますとおり、委任しました弁護士については、12月29日に送達があったというふうに聞いております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） それで間違いないとすれば、控訴期限はいつですか。さっき1月12日と言いましたけれども、違っていませんか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 私が理解する中では、14日間となると12日になるのかなと思っていますが。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） それが正式な見解でいいんですね。それは大したことではないんです。12日が多分休みになるから翌日まで認められると思いますので、13日も生きるはずですね。これは多分理論的に間違いないんだと思います。

でも、私が聞いていた範囲だと、さっきの話を聞いていると、12月9日が控訴期限だというふうに町は捉えて努力していたと思うんですけども、そうすると実際に受け取ったのは12月26日なんだと思いますけれども。それって物すごく大事な話なんですけれども、本当は12月26日だったのではないですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほどもちょっとお話ししましたが、12月26日か29日かということでございますけれども、いろんなインターネット等で判例を調べると、判決の日からというようにところも出ているところがございます。それを含めていろいろ検討させていただきました。

12日が14日目、絶対期間というんでしたか、法律上は2週間とあったような気がするんですけども、そうすると12日なのかなというふうに考えています。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） いいですか、続けて。

多分これ弁護士は26日に受け取っているんですよ。だから、1月9日と再三心配していたんですね。7日で専決を仮にして12日でもいいのであれば、その間にまだ相当余裕があって、議会を招集できる間があったはずなんです。それをしなかったということは、多分9日が現実なんだと思います。

でも、これを見ると、この判決文は正本の写しではないですよ。弁護士が正本を受け取って、弁護士から送達されたのがこの日ではないんですか。これファクスが左上に書いてありますけれども、12月29日に弁護士事務所から送られてきていますよね。そういう意味ではないんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 弁護士から役場のほうにファクスされた日が12月29日でございます。本書については今弁護士のほうに行っていますので、私のほうには手元にはございません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうですよ。正本は向こうにあるんですよ。だから、弁護士が

1月9日が期限だというふうに多分言っていたので、町はその対応をしたんだと思います。でも、すなわち判決が出た日に弁護士はこれを受け取っているんですよ。それを役場に12月29日に送ったんだと思いますけれども、そういう解釈ではないですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 解釈はちょっとわかりませんが、控訴状には29日と書いてありますので、そうなのかなと思っています。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 民事訴訟法285条というのが出てきますけれども、これの控訴期限というのは正式にはいつだったんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 2週間というふうに記憶しております。

（発言する者あり）

○総務課長（角田輝明君） ですから、26日であれば9日が2週間かなと。それから29日であれば12日かなというふうに理解していました。

（「それはどちらが正しいんですか」と呼ぶ者あり）

○総務課長（角田輝明君） どちらが正しいかというか、控訴期限の話になってきまして、おくれるというわけにはこれいきませんので、7日に判断をし、9日でも間に合うというところで専決処分をさせていただきました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 弁護士はいつまでというのはわかっていますよ。絶対わかっています。

いいですか、なぜ大事なことを聞いているかという、そこに議会を開く間があったかなかったかという判断を私たちはしなくてはならないんですから、そういう意味で聞いているんです。どちらだったんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほども言いましたけれども、9日ということがあると、過ぎれば控訴ができなくなるということがございますので、1月7日に判断をさせていただきました、その日に専決処分をさせていただいたということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） だけれども、そんなことも把握していないんですか。ちょっと信じ



られないんですよ。大事なことを。

いいですか、これ文面をそのまま読み取れば、12月29日に受け取ったと書いてあるんですよ。そうしたら1月12日とさっき言いましたけれども、多分翌日になると思いますけれども、13日のような気がしますけれども、12日でもいいです。7日以降、その間に最低でも5日間あるわけですよ。そういう解釈だったということでもいいですか、じゃ。1月12日が控訴期限だったということでもいいですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほども申しましたが、1月9日ということも考えられなくはないということもありましたので、控訴するために安全性というんですかね、できなくなってしまうということは控訴ができなくなりますので、いろいろ含めて検討させていただき、7日に専決処分をさせていただきました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そんな単純なことも答えられないで、よく控訴ができますよね。ちょっと信じられないです。一番基本ですよ、これ。

いいです。時間がないので、もう少しお願いします。

専決処分書をもってありますけれども、判決文と違った記述が幾つもあると思いますけれども、それは承知していますか。

違っていなければ、違ってないでいいですよ。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 語尾が若干これ違っていたような気がします。「請求された」になっていますが、これ「請求せよ」と判決されたということだと思っています。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そんなレベルではないですよ。全く言っていることが違いますよ、これ。よく判決文と比べてみてください。本当にその程度でいいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） あとあるとすると、9条2項の2項が抜けているということでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 時間があるので、言います。大したことがないところは、じゃ最初にちょっと言ってしまう。

2行目に「東吾妻町が」とありますけれども、それは「東吾妻町長が」の間違いだと思います。

4行目、これが一番肝心なところだと思います。4行目から5行、6行目辺です、地方自治法第242条の2第1項第2号に基づき判決が下されたように書いてありますけれども、これで間違いないですか。

○議長（橋爪英夫君）　じゃ、ここで休憩をとりたいと思います。3時5分まで休憩いたします。

（午後　2時51分）

---

○議長（橋爪英夫君）　再開いたします。

（午後　3時05分）

---

○議長（橋爪英夫君）　総務課長。

○総務課長（角田輝明君）　大変すみません。申しわけありませんでした。

自治法の「第242条の2第1項第2号」とございますが、2号については行政処分の取り消しまたは無効の請求ということになりますので、4号になるのかと思います。「242条の2第1項第4号に基づき」ということでございます。

ただ、この専決処分につきましては、上級審の判決を仰ぐため控訴するということが専決でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君）　13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君）　大事なことなのでここしつこく聞くんですけども、じゃちょっと確認します。

2行目に町と町長というのは、もう全く立場が違いますので、「東吾妻町が」とあるのが「東吾妻町長が」というのは、大丈夫ですが、間違いですよ。

○議長（橋爪英夫君）　総務課長。

○総務課長（角田輝明君）　被告が町及び町長になっておりましたので、文章とすれば町長が

正しいのかというふうに思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） それが判決ですよ。

それと、地方自治法242条の2第1項第2号という規定は、住民訴訟が提起できるという規定になるんですよ。ですから、それを根拠表現としてこういう判決が下されたというのは、少なくとも間違っていると思うんですが、違いますか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほども言いましたけれども、2号が誤りで4号が正解なのかなというふうに思っています。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） この規定に基づいて住民訴訟が起こされた、その判決によってこういう判決が下されたと書くんでしょ。そうではないんですか。少なくともこれ文脈というか、全然当て外れですよ。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 文言としてですが、判決文の2ページの一番下のところから、地方自治法242条の2第1項第2号に基づく上記決定の取り消しを求めるとともに、被告東吾妻町長に対して、同項4号に基づき補助参加人にした金員相当額の不当利益の返還及び上記奨励金の交付日からというふうに書いてありますので、これ、4号に基づいて行うのかなというふうに思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ここに書いてあることは、こういうことを事実とその理由が書いてあるだけです。そういうことが請求されたというのを。いいですか、それだけのことなんです。もう時間がないのでこれを余りやるのもあれですけども、要するに、この規定に基づいて住民訴訟が起こされて、請求されたという意味ですよ、ここは。それしかとれないと思いますけれども。総務課長の解釈は全く違うと思いますけれども。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 判決文の中にこれに基づいてというふうに書いてありますので、当然それで請求せよという判決が出ていますので、それに基づいたものに不服があるということで控訴するということだと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 理解できないのなら、もういいです。それはそんなに肝心なところではないので。

一番肝心なところはここなんですよ。東吾妻町長に対して6,120万4,500円及びこれに対する平成25年4月5日から支払い済みまで、年5分の割合による金員を支払うよう請求された、要するに町長が請求されたところに書いてあるんです。こんなことは判決文に書いてないですよ。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 一番最初というか、この質問の中で最初のときには言っていたんですけれども、請求「された」ではなく「せよ」と判決されたということに訂正をお願いしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 一番肝心なところが抜けているじゃないですか。町長が補助参加人に対して請求せよと書いてあるんですよ。これ意味が全く違うじゃないですか。これは町長が払えと言われたから控訴したんだよと書いてあるんです。意味が全く違うではないですか。こんなでたらめな専決処分書はないですよ。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 大変申しわけないと思いますけれども、語句等の間違いがありました。ただ、この専決処分の意味するところは、上級審の判決を仰ぐというところが一番の専決の趣旨だと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） もう告示されているんだから、訂正なんてきかないんですよ。いいですか、それでは、間違っただけで趣旨によって控訴したと書いてあるということで間違いはないですか、総務課長。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 趣旨としては間違っていないというふうに思っています。控訴するというのが基本でございますので、そこは間違っておりません。ただ、文章としては間違いがあるというふうに思っています。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） いいですか。町が請求されたのとそうではないというのは、もう雲泥の差ですよ、全く意味が違います。とんでもないことだと思います。

時間がないようですので、これはここまでにしておきます。

もう一、二点お願いします。

判決を受理して控訴するまでに2週間の猶予があったということになると、7日から12日の間に議会を開く間が当然あったと思いますけれども、この間にできなかった理由はなんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） その件につきましては先ほどもお答えしていますが、7日に決定しまして、控訴するまでの手続等を考えますと、9日ということがあるということになりますと大変時間がないということになるんだと思います。ですから、専決処分をさせていただいたということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） さっき12月29日だということを確認したんですよ。そうしたら12日になるじゃないですか。そんな説明は通らないではないですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 1月10日から12日までは祭日及び休日ということになっておりますので、それも考慮をして決定をさせていただきました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 議会は告示して中3日、緊急なら翌日だって開催できるんですよ。休日でも当然です。じゃ、それを説明してください。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 特例として中1日というのはございますけれども、基本とすれば中3日というのが通常だというふうに考えておりますので、それを含めて検討させていただいて、専決させていただきました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 最後だと思いますので、これで終わりにします。

そちらの主張を幾ら言ってもらってもそれだけなんですけれども、要は、このやり方というのは、議会を無視した要するに禁じ手なんですよ。ましてやこの専決処分書、これがそんなでたらめが書いてある内容では、議会として到底こんなものを認めるわけにはいかないですよ。そういうことになるんだと思いますけれども、余りにも、何ていうんですか、書類だとかそういうものの書き方が稚拙だと思いますので、この機会によく反省したほうがいい

と思います。

時間もあるようですので、私のほうは質問はこれで終わりにします。

最後に町長のほうからコメントがありましたら、お願いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほども申し上げましたように、町の将来のために、正しき判断をいただくために控訴をするということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） もう一回ちょっとお聞きしたいので。

今、町の未来のために、将来のために控訴をするんだという説明だったんですけども、もし控訴して裁判に負けたときは、ちゃんと責任をとる覚悟はできていらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのような質問が出るということは考えてもみませんでした。そのようなことは考えておりませんし、そこら辺につきましては、これからしっかりと上級審で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

賛成ですか、反対ですか。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 賛成討論の方は。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

(13番 一場明夫君 登壇)

○13番(一場明夫君) それでは、反対討論をさせていただきます。

私が本議案を承認できない理由は5つありますので、それをこれから申し上げます。

最初の1点目は、昨年12月26日に出された判決内容が適正ではないかと判断されることです。

町行政は、法令に従って公平・公正に執行しなければならない大原則があります。本件の奨励金の交付が条例や規則に基づいた適正なものであれば、何ら問題がありませんので、条例制定に賛成した議員の一人である私としては、それに異論を唱えるつもりは毛頭ありません。

しかし、町長が制定した規則に基づいて本件奨励金を支出したことには大きな矛盾があったと思われ、そのことについては議会でも再三指摘しましたが、町長と会計管理者は、今回の奨励金の支出を適正と主張して執行しました。

今回出された判決は、1年近く原告と被告双方がお互いの主張を出し尽くし、審議された結果に基づき出されたものであり、違法性が5項目にわたって記載されていますが、その内容については、全てにおいて合理的であり、矛盾がないと思われれます。さらに、事情判決の採用についても否定していますが、これについても当然と思われることから、この判決は適正なものだと判断されます。

次に2点目は、町長から控訴するに際して、2審で勝訴できるための根拠を明確に示してもらえなかったことです。

裁判の判決は、町長と町、さらに補助参加人である企業に対して出されたものですから、控訴しなければ当然全員が同じ立場でそれを受け入れなくてはならないこととなります。判決によれば、今回の奨励金支出は、条例の施行に伴い、町長が定めた規則を拡大解釈して、本来優遇措置の対象にならない企業に奨励金を違法に支出したこととなりますので、結果として議会もそれをチェックできなかったことは、真摯に反省しなければなりません。すなわち、町長がつくった規則の附則では、本件の奨励金を支出することができないことを明確に示したものですから、規則そのものは絶対に変えられませんので、判決を覆すことは難しいと思います。

そもそも本来支出できないものを支出すれば、必ずどこかに矛盾が生じることは明らかで、これを正当化しようとしても理論が破綻するため、控訴することは、さらに無理な主張を重ねることにつながる可能性が高いと思われれます。控訴する明確な根拠が示せない状態で控訴

したとしても、町として余分な労力と経費を費やすだけで、2審で勝訴できる可能性に到底期待が持てません。

続いて3点目は、判決を受け入れたほうが本当の意味で町民利益につながると思われることです。

質疑でも申し上げたとおり、私は町にとって最大の利益は、この判決を受け入れて、本来支出しなくてもよかったのに支出した多額の奨励金が町の会計に返還されることだと考えています。

本件に関する町の実質収支は、私の試算によると、奨励金をこのまま3年分支出する場合は、平成26年度予定額を含めると、支出総額が3年間で約1億6,742万円となり、収入額はおおむね固定資産税収入から交付税の減額分との差額4,185万5,000円となり、実質支出額が約1億2,556万5,000円となります。奨励金の支出がなければ、おおむね固定資産税収入額から交付税減額分を差し引いた4,185万5,000円が実質収入になると思いますので、その差は一目瞭然です。すなわち、本来支出すべきでなかったものが、判決を受け入れることにより返ってくるのですから、厳しい財政状況にある当町にとっては、最大の町民利益につながることは明らかではないでしょうか。

4点目は、控訴することによってさらに大きな問題に発展する可能性が否定できないことです。

独自の調査で裁判資料を見せてもらいましたが、町長側の提出資料の中で、裁判に補助参加した企業の陳述書によると、施設の工事完成日が平成23年8月31日となっています。それが正しいとすれば、国から町を経由してバイオマス利活用交付金2億6,833万3,000円が平成21年3月15日に施設が完成したとして交付を受けていますから、偽りの申請をしたことになってしまいます。そのほか独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（通称NEDO）からも多額の助成を受けていると聞いていますので、施設の完成と交付時期等が助成の基準と明らかに合わないことが証明されれば、その返還を求められることも否定できず、さらに問題が大きくなる可能性があるものと思われます。

また、同じ陳述書の中で、企業が計画を進めていた平成19年3月に、町から受けた過疎法に基づき税法上の優遇措置が受けられるとの説明を前提に事業計画を策定し、当町に進出する決定をして工事に着手したが、平成22年8月ごろ突然適用にならないことを告げられたことから、ただただ善処をお願いし、そうした中で条例と規則が制定され、町の指示に従って手続をし、交付を受けた趣旨の記述があります。すなわち、企業からの要請に基づき、町が



過疎法に基づく優遇措置にかわる措置を講じたことをうかがわせる記述があります。

現行法では、優遇措置は対象にならないとしていたのに対し、一企業に優遇措置を与えるために町長が規則の附則3項をつくったことがもし立証されれば、公平・公正を大原則とする町としてはあってはならないことなので、控訴することにより、企業はもちろん、関係した町職員も巻き込んだ、さらに大きな問題に発展することも覚悟しなければならないと思います。

これに関しては、裁判所の判決文の中にも、恣意的に運用されたおそれがないとは言えないとして指摘されていますので、町はもちろん、奨励金を受けた企業にとっても、控訴をすることが得策だとは思われません。

さらに言えば、平成21年6月3日に燃料として町内の林地残材を利用する協定が結ばれていますが、発電を始めて3年近くたつのに、いまだに実行されていないのも大きな問題だと思います。

最後に5点目は、町長が独自の判断により専決処分で控訴をしたことは、議会議決を経ない上、偽りの内容の専決処分書に基づき告示した法的に問題がある措置と思われることです。

これまでは相手の訴えに対して応訴したのですから、やむを得なかったとしても、今度は町が訴えを提起することになります。町長が専決処分で既に訴えを提起しておいたものを事後に承認を求められたとしても、これを承認すれば、議会も控訴することを認めたこととなりますので、その判断に対し大きな責任が生じることになります。

また、本専決処分については、控訴手続の猶予期間が2週間あったことから、事前に議会議決を得ることが十分可能だったのに、法を拡大解釈し、それをしなかったものと考えられ、町長が独断で行った不当な処分であるものと思われれます。さらに、専決処分書の内容には偽りの記述が多くあることから、これに基づき告示したことは、適正な手続とは言えないと思われれます。

一方、法的に見ると、例え議会が不承認の判断をしても、違法な処分として確定しない限り、町長が行った専決処分は取り消されることにはなりませんので、あとは控訴を取り下げない限り裁判は行われ、町長が控訴したいとする目的は達成されることとなります。すなわち、町長は控訴するために本来やるべきではない禁じ手を使ったと言われても仕方がないような行為をしてしまったことになると思っています。

そうなると、議決条件を事実上無視された上、手続上にも大きな問題があると思われるこ

とから、議会としては専決処分に対して承認を与えず、自信と責任を持って専決処分控訴した町長が、最後まで全責任を背負って裁判をやってもらうようにするのが当然であり、そのほうが責任の所在が明確になると思います。

以上、申し上げたことを総合的に判断すると、今回の裁判は住民訴訟だったという特殊性があった上、正式に司法の場で判決が下されたことから、町民利益上はもちろん、もろもろの条件を考慮すると、町としては判決を受け入れて、控訴しないことが最も適切な判断だったと考えられるとともに、そのほうが町民理解も得られるものと思います。

ついでには、当町議会に籍を置く議員としては、町長が現実を見つめ直して、控訴を取り下げ、その措置を講じるべきだと思いますので、控訴したことが適切であったと認めることになる本議案については、到底承認することはできません。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに討論はありませんか。

賛成討論。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 反対討論。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、14番、起立多数。

したがって、本件は承認されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第4、議案第2号 東吾妻町共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第2号 東吾妻町共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今年度、あがつま霊園ト区画において58区画の増設工事をいたしました。1区画面積は7.5平方メートルでございます。現在は利用希望者の受け付けを始めており、新年度から貸し出しを予定しておりますので、あがつま霊園ト区画の使用料を設定するための一部改正でございます。

改正内容の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長(本多利信君) お世話になります。

東吾妻町共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、新旧対照表、一番最終ページをお願いいたします。

使用料第7条中、第1の次に「又は別表第1-2」を加えるものでございます。別表第1には、あがつま・あづま共同霊園の1区画面積7.5及び5平方メートルの使用料が載っており、別表第1の第1-2では、今回増設となりましたあがつま共同霊園ト区画の1区画面積7.5平方メートルの使用料で、一括払いですと46万2,000円、分割払いですと16万9,400円を3年分、50万8,200円でございます。分割払いは一括払いの1割アップとなります。また、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するというものでございます。

あがつま共同霊園は昭和56年に開園し、512区画全ての区画で賃貸契約がなされ、現在2区画が返却となっております。今回増設のト区画は、既設区画の東側に位置し、平成25年度から設計委託及び用地買収を行い、今年度工事を行いました。1区画当たりの面積は7.5平方メートルで、58区画増設となります。

使用料の算出につきましては、用地及び物件補償費、設計委託費、工事費をもとに算出し、町道及び水道部分の工事費は町負担としております。これにより条例改正を行うものです。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） 先ほどのこの改正案の使用料、この納付増について根拠的な話が少しありましたが、さらにこの根拠的なこと、本音の説明をここに付け加えてほしいというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） では、もう少し詳しい話をさせていただきます。

算出根拠であります、設計委託につきましては、今回58区画でございますが、設計的には90区画を予定しております。ただ、本年度全部つくりましたも、全部が貸し出しが済めばいいんですが、済まないときのことを考えまして58区画ということで考えております。これにつきましては、委託費として約220万円、これは前年度歳出をしております。

次に、工事費でございますが、全体的に見ますと約3,100万円、これが工事費となります。これは約90区画やった場合の根拠となります。それで用地買収費補償費につきましては約830万円、これにつきまして実際90区画で割り返しますと、46万2,693円という数値が出ますが、これを46万2,000円ということで丸めたものでございます。

また、先ほど言いましたように、ここにつきましては町道部分、また排水路が長くあるわけですが、それにつきましては町の費用ということで出しております。

そのようなことですので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重委員。

○14番（菅谷光重君） 先ほどの説明、根拠的なものについては、私なりには理解をいたしました。そこで、一括と分割、これについては1割、10%アップということになりますが、この根拠はどこに求めますか。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） これにつきましては、あがつま霊園につきましては昭和56年度から実施しております、あづま霊園はこれ以前にやっております。やはり一括払いとなりますと、支払いがちょっと難しい方もいらっしゃるということを加味しまして、3年払いということで考えております。また、アップ率につきましては、これは今までのものを基準として同じ率で考えておりますので、お願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷……

○14番（菅谷光重君） はい、了解。

○議長（橋爪英夫君） いいですか。

○14番（菅谷光重君） いいです。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第5、議案第1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億7,467万円とするものでございます。

内容につきましては、上信自動車道建設に伴い、町有地となっている岩島地区唐堀スポーツ広場の土地及び立木の補償料について予算を追加するものでございます。

詳細につきましては、企画課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、詳細について説明をさせていただきたいと思います。

4ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますが、20款4項の雑入でございます。上信自動車道建設に伴いまして、岩島の唐堀スポーツ広場の土地と立木が当たることによりまして、補償料として1,884万円が歳入として計上されております。このうち150万円を、歳出のほうになるんですけども、10款6項3目の支障木伐採の工事請負費に充当させていただきます。差し引き1,734万円につきましては、財源振替によりまして、13款1項の財政調整基金からの繰入金、この減額に充てたいと思っております。

以上でございますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 先ほど控訴することが承認されましたけれども、裁判に経費がかかるようだけれども、その費用というのは、専決もされていませんでしたし、ここにも載っていないようだけれども、どのように処理をされていますか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 裁判費用につきましては、当初予算の中で裁判費用ということで予算が計上されておりますので、その中から歳出するということになると思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 当初予算に2審の費用というのは当然入っているはずはないと思いますが、それについては、当初予算の残金があるので、その中のものを流用するなり充当して支払うんですよというか、支払ったんですよかわかりませんが、そういうことで説明を受けたということでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） そのとおりでございます。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。議員派遣の件について緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに審議することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに審議することに決定いたしました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（橋爪英夫君） 追加日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

2月26日開催、吾妻振興局県政説明会への参加については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

---

#### ◎閉会について

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

---



◎閉会の宣告

○議長（橋爪英夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成27年第1回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時46分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 橋 爪 英 夫

署 名 議 員 重 野 能 之

署 名 議 員 佐 藤 聡 一

署 名 議 員 根 津 光 儀